

第 5 次太子町総合計画策定方針

1. 計画策定の趣旨

(平成 27 年度で計画期間終了)

- 本町では、平成 18 年度からの 10 年間を計画目標年次とする「第 4 次総合計画」に基づき「みんなでめざします 豊かな緑と歴史を活かした 元気のあるまち太子町」をコンセプトにしたまちづくりを推進してきました。この計画も平成 27 年度で計画期間が終了となる。

(人口減少と少子高齢化)

- 第 4 次総合計画が策定されてから、本町を取り巻く社会経済環境は大きく変化しており、東日本大震災発生以降、住民の安全・安心への意識の高まり、今後急速に進む人口減少・少子高齢化への対応など町として取り組むべき課題は増え続けるとともに、多様化している。

(地方分権の進展)

- 一方、行財政運営においては、地方分権がまさに実行段階を迎え、自主的で自立的なまちづくりが一層求められる時代となっている。

(第 5 次総合計画の策定)

- このような変革が求められる時代にふさわしい自治体経営を目指し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、これまで以上に長期的なまちづくりの視点に立ち、本町が目指すまちの将来像を住民と行政が共有することが必要であり、その基本指針となる第 5 次総合計画を策定するものである。

2. 計画策定に当たっての視点

◆本町の将来像を見据えた計画策定

- ・ 中長期的な視野に立ち、本町の将来像を明確に示し、時代潮流を的確に把握し、それを見据えた計画づくり

◆住民との協働による計画策定

- ・ 広く住民の意見を集約する住民の視点に立った計画づくり
- ・ 総合計画審議会への住民参加など様々な形で住民が参画できる機会を設け、住民と行政が一体となった計画づくり

◆実効性の高い計画策定

- ・ 財政計画を中長期的視点で推計した計画づくり
- ・ 真に有効性の高い施策を見極めた計画づくり

◆住民に伝わりやすい計画策定

- ・ 実現可能な明確な目標の元に、評価や成果の視点を重視した計画体系の構築を行うとともに、達成度を明確に把握できる計画とする。
- ・ また、簡素で要点を押さえた表現、見やすいレイアウトなどにより、分かりやすい計画づくり

3. 計画の期間と構成

◆構成

第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成する。

◆期間

- ① 「基本構想」 10年間（平成28年度～平成37年度）

長期的な視点で町の将来像を示し、継続的な取組みの方針を示すものであることから、長期的な目標とする。

- ② 「基本計画」 前期 5年間（平成28年度～平成32年度）
後期 5年間（平成33年度～平成37年度）

基本構想で明らかにした将来像を実現するための必要な施策を体系的に示し、前期、後期の各5年間に計画期間とする。

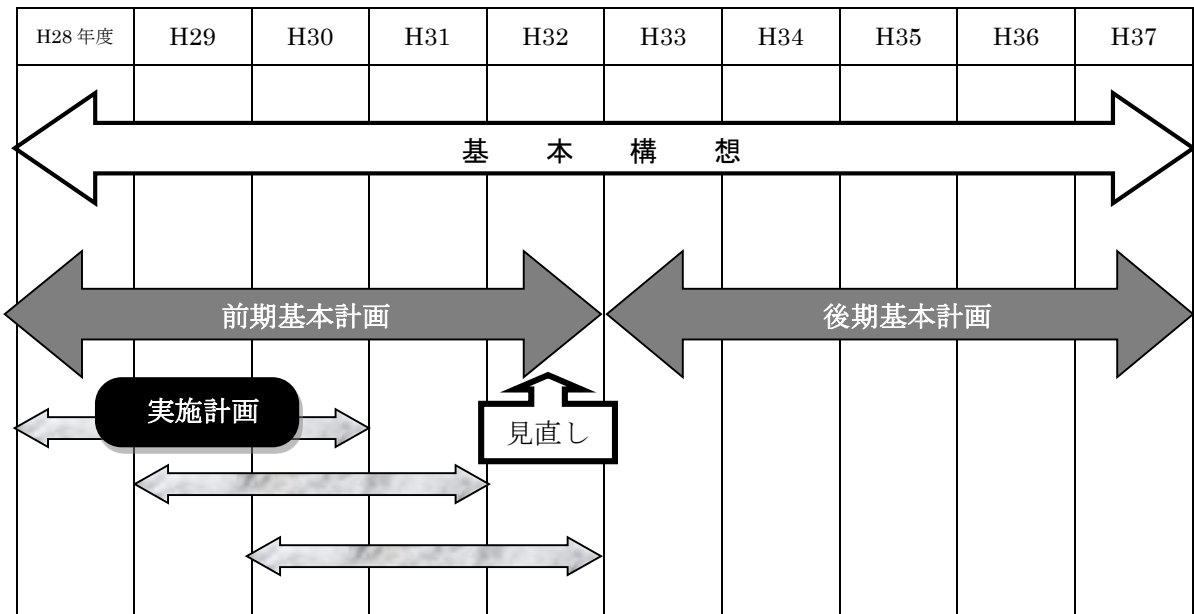
（分野別計画）

基本計画を実現するための手段・方法として、分野ごとに施策体系・基本事業の体系を示す。10年間の施策ごとの方向性を明らかにするとともに、社会経済情勢の変化や、町長が掲げるマニフェスト等に対応するため、取り組んでいく施策については5年で見直しを行うこととする。

◆ 「実施計画」 3年間

1年ごとのローリング方式で3年間の計画として策定する。

（計画の期間）



3. 策定体制

◆庁内体制

①総合計画策定委員会

副町長を会長とし、教育長及び室長級の職員を委員として構成する。策定委員会に策定部会を置く。策定委員会は、策定部会において作成された基本構想素案及び基本計画素案（以下「基本構想等素案」という）を審議し、基本構想等素案の最終決定機関とする。

1. 総合計画案の策定に関すること。
2. 総合計画についての調査研究に関すること。
3. その他総合計画策定について必要な事項の決定に関すること。

②策定部会

策定部会は、策定部会長及び策定部会員で組織し、グループ長の職員で構成する。策定部会に作業部会を置く。策定部会は、作業部会を指揮し基本構想等素案の作成を行う。

1. 総合計画素案の作成に関すること。
2. 分野別計画素案の作成に関すること。
3. その他素案の作成に関すること。

③作業部会

作業部会は、各グループから 1 名の主幹又は主任の職員によって構成する。作業部会は策定部会の指示に基づき、基本構想等素案の作成作業を行う。

1. 総合計画素案の作成作業に関すること。
2. 分野別計画素案の作成作業に関すること。
3. 総合計画策定資料の作成に関すること。

◆住民（町民）参加

計画策定にあたっては、各年代層の住民、各団体等に働きかけ、十分な住民参画を図る。

1. 住民公募委員の起用（総合計画審議会）
2. 住民アンケート調査
3. 住民ワークショップ
4. パブリックコメント実施

◆職員参加

計画策定にあたっては、幅広い職員の参加を図り、職員の専門知識と創意工夫を計画に生かすとともに、横断的な施策展開を図れる計画とする。

1. 職員アンケートの実施
2. 策定委員会・策定部会・作業部会等（職員提案など）、計画策定への幅広い職員参加

策定組織図

